

# 75歳以上の皆様へ

～後期高齢者医療保険料の保険料率が変わりました～

後期高齢者医療保険料は、被保険者の皆さまに均等に負担していただく均等割額と、所得に応じて負担していただく所得割額を組み合わせ個人ごとに決まります。

保険料額を決める保険料率については、宮城県後期高齢者医療広域連合の条例により、2年ごとに見直しされます。平成22・23年度の保険料率は次のとおり決定されました。

## 【平成22年度の保険料の決め方】

宮城県の保険料額  
(限度額50万円)

均等割額  
被保険者一人あたり  
[40,020円]

所得割額  
基礎控除(33万円)後の総所得金額等×所得割率[7.32%]

※保険料については、100円未満切捨て

## 【保険料の軽減制度】

1. 前年中の所得が一定額以下の方については、所得に応じて均等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等	軽減後の均等割額(年額)
9割	「基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入が80万円以下」の世帯	4,000円
8.5割注1	「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯	6,000円
5割	「基礎控除額(33万円)×24.5万円×被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)」を超えない世帯	20,000円
2割	「基礎控除額(33万円)×35万円×被保険者の数」を超えない世帯	32,000円

(注1) 本来は7割軽減ですが、平成22年度においても昨年度と同様8.5割軽減となります。

2. 所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方(年金収入のみの場合、年額153万円から211万円までの方)については、所得割額が5割軽減されます。

3. 制度加入前に被用者保険(社会保険など)の被扶養者であった方は所得割額がかからず、均等割額が9割軽減されます。

※平成22年度の保険料額は7月中旬に通知します。

【問い合わせ先】 後期高齢者医療保険料担当：税務課 ☎37-2193 (担当 高橋)

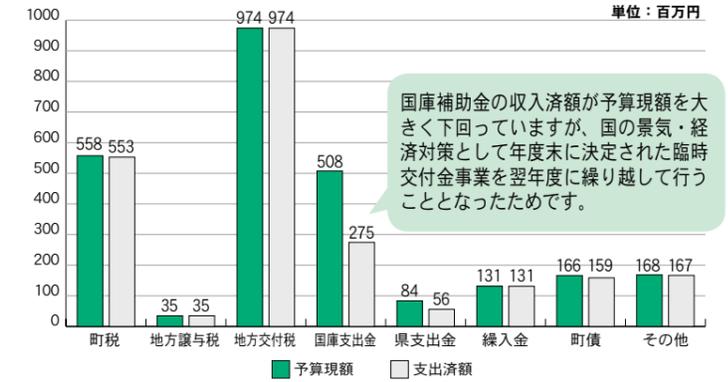
# 町の財政状況のお知らせ

町の財政がどのように運営されているのか、また、どのような状況にあるのかを、町民のみな様に知っていただくために、毎年6月と12月の年2回公表しています。今回は、平成21年度予算の執行状況と基金(貯金)、町債(借金)の残高などを平成22年4月30日現在でまとめたものです。町の会計は5月31日までが出納整理期間となっておりますので、最終の詳しい決算状況については、次回の公表でお知らせします。

## ◆平成21年度一般会計の予算執行状況

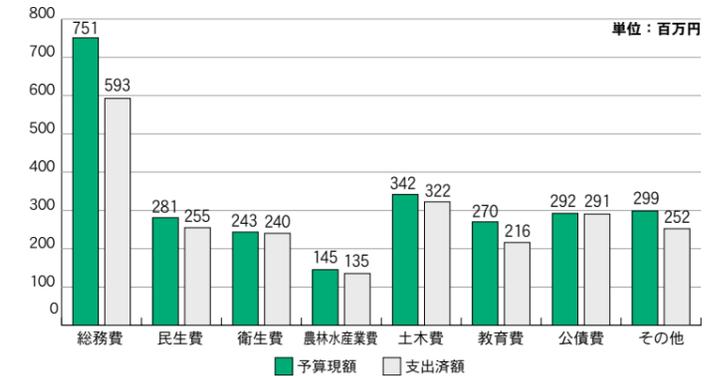
【歳入】 単位：千円

区分	予算現額	収入済額	収入率
町税	557,587	552,795	99.14%
地方譲与税	34,804	34,804	100.00%
地方交付税	974,029	974,029	100.00%
国庫支出金	507,849	274,605	54.07%
県支出金	83,730	55,979	66.86%
繰入金	131,385	131,252	99.90%
町債	166,300	158,700	95.43%
その他	168,200	166,773	99.15%
歳入合計	2,623,884	2,348,937	89.52%



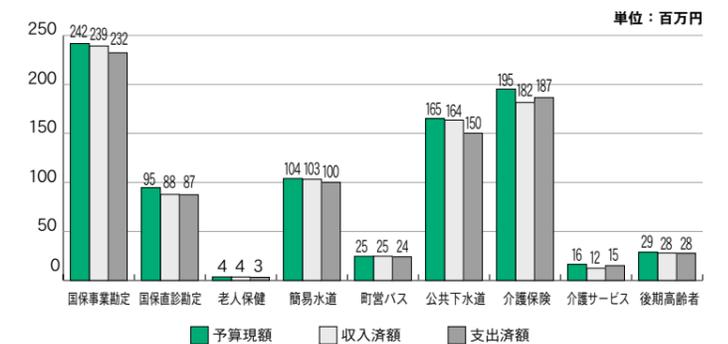
【歳出】 単位：千円

区分	予算現額	支出済額	執行率
総務費	750,975	592,509	78.90%
民生費	281,117	254,926	90.68%
衛生費	243,390	240,150	98.67%
農林水産業費	145,297	135,206	93.05%
土木費	341,909	322,453	94.31%
教育費	270,178	216,267	80.05%
公債費	292,320	290,553	99.40%
その他	298,698	252,354	84.48%
歳出合計	2,623,884	2,304,418	87.82%



## ◆特別会計の予算執行状況 単位：千円

区分	予算現額	収入済額	支出済額
国保事業勘定	241,700	239,234	232,297
国保直診勘定	94,686	87,771	87,468
老人保健	3,600	3,502	3,167
簡易水道	104,000	103,194	100,063
町営バス	24,619	24,689	24,054
公共下水道	165,103	163,550	150,182
介護保険	195,253	181,521	186,619
介護サービス	16,393	12,425	15,115
後期高齢者	28,794	27,967	27,682



※ 前会計年度末までに確定した債権債務について所定の手続きを完了し、現金の未収未払の整理を行うために設けられた期間で、会計年度終了後の4月1日から5月31日の2ヶ月間のことをいいます。

## ◆基金の状況(H22.3月末現在) 単位：千円

基金名	金額	基金名	金額
財政調整基金	777,410	減債基金	535,713
産業振興資金貸付基金	25,000	長寿社会対策基金	110,359
奨学資金貸付基金	94,000	21世紀の田園文化創造基金	9,339
肉用牛特別導入事業基金	7,281	振興基金	267,820
肉用牛導入資金貸付基金	9,197	介護保険事業財政調整基金	26,281
土地開発基金	155,000	国保出産資金貸付基金	1,000
国保事業財政調整基金	38,818	介護従事者処遇改善臨時特例基金	326
高額療養費貸付基金	3,000	合 計	2,060,544

## ◆町債の状況(H22.3月末現在) 単位：千円

会計区分	元金未償還額
一般会計	2,004,048
国保特別会計直診勘定	12,546
簡易水道特別会計	140,346
町営バス特別会計	16,018
公共下水道特別会計	731,744
合 計	2,904,702

※ 22年3月末までに借入を行ったものが含まれています。